

各施設管理者 各位

福岡市福祉局障がい福祉課長
福岡市こども未来局こども発達支援課長

令和 5 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出について（通知）

福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算（以下、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等支援加算を総称する場合「処遇改善加算等」という。）について、令和 5 年 4 月又は 5 月からの算定を希望する場合は、下記のとおり届出書等を提出していただきますようお願いいたします。

届出の提出にあたっては、別紙「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和 5 年 3 月 10 日付け障障発 0310 第 2 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の内容をご確認の上、本加算の取り扱いにつき誤りのないようご注意をお願いいたします。

記

1. 提出期限

令和 5 年 4 月 15 日（土）【必着】

※ 上記期限に遅れた場合は、令和 5 年度 4 月又は 5 月の加算の取得はできません。

※ 令和 5 年 6 月以降に加算を取得する場合、処遇改善加算等を取得しようとする月の前々月の末日までに提出して下さい。（例：加算取得開始 6 月 1 日付→ 提出期限 4 月 30 日）

2. 提出書類

- | | | |
|--|---|---------------|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 【別紙様式 1】 令和 5 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の届出書(2) 【別紙様式 2-1】 障害福祉サービス等処遇改善計画書(3) 【別紙様式 2-2】 施設・事業所別個表（処遇改善加算）(4) 【別紙様式 2-3】 施設・事業所別個表（特定加算）(5) 【別紙様式 2-4】 施設・事業所別個表（ベースアップ等支援加算）(6) 【別紙様式 2-5】 職員分類の変更特例に係る報告 | } | Excel データはひとつ |
|--|---|---------------|

※ (4)、(5)、(6) は、該当がある場合のみ提出してください。

※ 様式については、福岡市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/shisetsushien/health/syougaijiritusienhou/hukusikaigosyokuintohenosyogukaizennituite.html>

※ **様式は、令和 5 年度の様式にて届出をお願いします。**（令和 4 年度様式での提出は受け付けません。）

3. 提出先

下記の提出専用メールアドレス宛に計画書データを送信してください。

※計画書データは、必ず Excel 形式のままメール添付し、送信してください。

<提出専用メールアドレス>

- 障がい福祉サービスのみを実施している事業者
- 障がい福祉サービスと障がい児通所支援・入所支援のどちらも実施している事業者

sss@aso-education.co.jp

- 障がい児通所支援・入所支援のみを実施している事業者

syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

<提出ファイル名>

【(法人名または事業所名)】処遇改善計画書(障がい)

<メール件名>

【(法人名または事業所名)】処遇改善計画書について(障がい)

<本文記載内容>

法人名または事業所名、担当者、連絡先(電話番号)を記載すること。

<上記●に該当する事業者への注意事項について>

※ 今回の届出に係る受付等業務を麻生教育サービス株式会社に委託しています。

※ 当課及び麻生教育サービス株式会社への書類郵送・持ち込みは受理しませんのでご了承ください。

※ 件数が多いためメールの受信確認に対する回答は受け付けませんので、ご了承ください。

※ 提出期限内に、データの差替・添付ミス等により、メールの再送信をする場合には、メール件名の先頭に「再送信」と記載してください。

4. 留意事項

処遇改善加算等の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであります。加算による収入を下回る場合は要件を満たしていないことになり、差額の返還ではなく全額返還も考えられますので、処遇改善加算等による収入は必ず全額を賃金改善に充ててください。(国保連から「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」が事業所に送付されていますので、そちらを確認してください。)

5. 参考(厚生労働省通知)

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

(2) 概要

お問い合わせ・提出先

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1

福岡市福祉局障がい福祉課

電話番号：711-4249 担当：永田、樋口、立花

福岡市子ども未来局子ども発達支援課

電話番号：711-4987 担当：坂田、長谷川、立花、竹中、小西